

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

第5110号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和54年12月7日 金曜日

目次

- ◆告示 昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算等
種畜証明書の交付
土地改良事業計画の適否の決定
基本測量の終了
- ◆教委規則 鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則

告示

鳥取県告示第八十六号

昭和五十四年十一月臨時県議会で十一月二十日議決された昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和五十四年度鳥取県営林事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十四年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和54年度鳥取県一般会計補正予算

昭和54年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,185,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,100,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	57,841,431	69,272	57,910,703
		57,841,431	69,272	57,910,703
5 分担金及び 負担金	2 負担金	4,085,476	14,541	4,100,017
		2,436,316	14,541	2,450,857
7 国庫支出金		72,847,583	2,840,425	75,688,008

9 寄附金	1 寄附金	99,235	92	99,327
	2 国庫補助金	53,091,939	779,808	53,871,742
10 繰入金	1 寄附金	99,235	92	99,327
	2 基金繰入金	1,120,000	302	1,120,302
18 県債	1 県債	21,182,500	1,261,000	22,443,500
	2 基金繰入金	1,120,000	302	1,120,302
歳入合計		208,915,360	4,185,632	213,100,992

3 民生費	4 災害救助費	6,595	4,392	10,987
	補正前の額	12,374,556	4,392	12,378,948
6 農林水産業費	2 畜産業費	3,057,519	4,182	3,061,701
	4 林業費	6,660,975	119,932	6,780,907

7 商工費	2 工業業費	8,274,961	1,474	8,276,435
	5 水産業費	4,024,976	7,000	4,031,976
8 土木費	8 河川海岸費	13,648,293	472,898	14,121,191
	11 災害復旧費	1,029,854	3,575,754	4,605,608
歳出合計	1 農林水産施設災害復旧費	96,997	556,035	653,032
	2 土木施設災害復旧	932,857	3,019,719	3,952,576
歳出合計		208,915,360	4,185,632	213,100,992

第2表 債務負担行為補正

追加事項	期	間	限度	額
建設災害復旧費	昭和54年度から昭和55年度まで			1,876,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	利率 %	限度額 千円	利率 %
治山費	577,000		611,000	
河川改良費	2,770,000		2,907,000	
砂防費	1,804,000		1,868,000	
建設災害復旧費	265,000		1,261,000	
海浜施設災害復旧費	7,000		28,000	
林道施設災害復旧費	0		3,000	

起債の方法	利率	償還の方法
証券発行の資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年ずえ置き、以後27年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、又は繰上

災害復旧費	計	借換えることができるものとする。
0	21,182,500	同上
6,000	22,448,500	同上

昭和54年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和54年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,386千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 財産収入		18,000	1,329			19,329
	1 財産売却収入	17,998	1,329			19,327

繰越金	繰越金	7,999	1,201	9,200
	繰越金	7,999	1,201	9,200
歳入	合計	306,856	2,530	309,386

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	県営林事業費		283,380	2,530	285,910
		6 管理事業費	21,176	2,530	23,706
合計			306,856	2,530	309,386

種畜証明 書番号	名	前	品	種	生	年	月	日	産	地
昭五四鳥取 臨第一号	サクセスカレルブラム スガヤ一五		ランドレ ース種		昭和五三・一〇・三〇					千葉県
第二号	四五九マウリンカパー		ヤンブ ン種		昭和五三・三・三〇					静岡県
第三号	スインゴ一フィール ド		大ヨ ク種		昭和五三・九・四					英国
第四号	ハ一ラストンキン グデ				昭和五四・一・二三					
第五号	九四二カレルゲリ ット		ラン ドレ ース種		昭和五三・一〇・一〇					静岡県
第六号	峰 光		黒毛和種		昭和五三・八・一三					西伯 利亚 名和町

鳥取県告示第八十七号
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の
 種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告
 示する。

昭和五十四年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

血

父

母

級別

飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称

ブラムカレルセリナミ ヤザワー一四	サクセスブラムボサナ シバタ五一二	一級	東伯郡関金町 津島満雄
二五五 ミスマウリンカシムラ	カパーレンジャーバツ ク一二三	二級	
スインゴ一フィール ド	スインゴ一ベル六六		東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合
ハ一ラストンキン グデ	ハ一ラストンメイプル リーフ二八四		
四四五カレルフアー リアサクセス	ゲリットラックファ リア八八八		西伯郡淀江町 進 幹 弘
第五 大山	いしが	一級	東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場

鳥取県告示第千八百八十八号

昭和五十四年十一月五日付けで江府町から申請のあつた土地改良(米沢江尾(御机三階平)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月八日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通

知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(土地利用調査)

二 作業地域

米子市、淀江町、大山町、岸本町、会見町及び溝口町

三 終了年月日

昭和五十四年十一月十九日

教育委員会規則

鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立社会教育センター（以下「社会教育センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 社会教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。

- 一 社会教育を行う者の研修に関すること。
- 二 社会教育に関する講座の開設及び講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 三 視聴覚教育に必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 四 社会教育に関する情報の提供及び調査研究に関すること。
- 五 その他社会教育の振興を図るために必要な事務

(内部組織及び分掌事務)

第三条 社会教育センターに、庶務係、研修係及び視聴覚教育係を置く。

2 係の分掌事務は、所長が定める。

3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(職制)

第四条 社会教育センターに所長を、係に係長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、社会教育センターに次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

第五条 社会教育センターの職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。

2 社会教育センターの職員の職は、所長、次長、係長、主任、社会教育主事、研修主事及び主事とする。

(職員の分担事務)

第六条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(開所時間)

第七条 社会教育センターの開所時間は、次のとおりとする。

- 一 大ホール、研修室及び団体交流室 午前九時から午後九時（日曜日にあつては、午後五時）まで
- 二 その他 午前八時三十分から午後五時（土曜日にあつては正午）まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所時間を変更することができる。

(休所日)

第八条 社会教育センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、大ホール、研修室及び団体交流室については、第二号に掲げる日を除く。

- 一 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

二 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわ

らず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(利用の許可の申請等)

第九条 社会教育センターを利用しようとする者は、様式第一号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、社会教育センターの利用の許可をしたときは、様式第二号による許可書をもとの申請者に交付しなければならない。

(行為の制限等)

第十条 社会教育センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 社会教育センターの施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

三 その他教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会教育センターへの入所を拒み、又は社会教育センターからの退去を命ずることができる。

(監督)

第十一条 教育委員会は、社会教育センターの適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、社会教育センターの利用の許可を受けた者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第十二条 教育委員会は、社会教育センターの利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

一 この規則の規定又はこれに基づく処分違反したとき。

二 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがある

とき。

三 許可に付した条件に違反したとき。

四 詐偽その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

五 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

六 その他社会教育センターの管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免の申請)

第十三条 社会教育センターの使用料の減免を受けようとする者は、様式第三号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、社会教育センターの管理運営に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

様式第1号 (第9条関係)

その1 大ホール及び研修室

鳥取県立社会教育センター利用許可申請書

職 氏 名 殿
年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり鳥取県立社会教育センターを利用したいので、許可してください。
さい。

利用する施設	
利用の目的	
利用の期間	年 月 日 (曜日) 時 分 分から
入場者予定人員	
入場料等の徴収の有無	有 (円) ・ 無
設備の利用の有無	有 () ・ 無
共催者の有無	有 (共催者) ・ 無
会場責任者	住 所
	氏 名 (電話)
備考	

その2 団体交流室

鳥取県立社会教育センター利用許可申請書

職 氏 名 殿
年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 所 在 地

団体の名称

代表者の氏名

次のとおり鳥取県立社会教育センターを利用したいので、許可してください。
さい。

利用の目的	
利用面積	
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第2号 (第9条関係)

その1 大ホール及び研修室

鳥取県立社会教育センター利用許可書

住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

殿

年 月 日

職 氏 氏 名 回

年 月 日 日付けで申請のあつた鳥取県立社会教育センタ

ーの利用については、次のとおり許可します。

利用する設備 及び	
利用の目的	
利用の期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使用料	円
	円
設備使用料	円
	円
許可の条件	
備考	

その2 団体交流室

鳥取県立社会教育センター利用許可書

所在地

団体の名称

代表者の氏名

殿

年 月 日

職 氏 氏 名 回

年 月 日 日付けで申請のあつた鳥取県立社会教育センタ

ーの利用については、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用面積	
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	
許可の条件	

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立社会教育センター使用料減免申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ④

鳥取県立社会教育センターの使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

利用する施設	
利用の目的	
利用の期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
施設使用料	円
減免を必要とする理由	
備考	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【送料一部一箇月十円(送料を含む。)】